

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 顧客管理システム運用保守業務
- 2 特 定 業 者 : 株式会社日立製作所 北海道支社
- 3 特 定 理 由 : 顧客管理システムは、水道使用者からの届出や問合せなどの電話対応業務等を担うシステムであり、当該システムの正常かつ安定的な運用と障害発生時の迅速な対応を行うためには、本システムの正確な理解と把握が不可欠である。
上記業者は、本業務システムの製作者であり、設計の詳細や構築過程の改修点などを把握しているため、障害が発生した場合にもスムーズに調査を行い、効率的に修正を行うことが可能である。さらに、料金関係業務の基幹システムである上下水道料金オンラインシステムとの連携についても実績があるため、後続業務に影響を与えないよう配慮しながら修正を行うことが可能である。
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システム構成等の情報資産の解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根 拠 規 定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 上下水道料金システム等運用保守業務
- 2 特 定 業 者 : BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特 定 理 由 : 本業務は、上下水道料金調定業務、上下水道検針業務、受託工事業務等を担う基幹システムを効率的かつ正常に運用させるために必要なものである。
本システムは大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠であり、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。
上記業者は、本システムの製作や検針機器等の調達をしているため、本システムを正確に理解・把握しており情報資産に精通している。
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根 拠 規 定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局